

5. 福祉労働行政について

(1) 知的障がい・発達障がい児者に対する配慮について

先月、私たち公明党県議団は、福岡県手をつなぐ育成会が主催する出前講座「心をつなぐ疑似体験学習会」を受講しました。この出前講座は知的障がい者、発達障がい者の心理に触れ、彼らの個性的な言動や行動に対して理解を深めてもらい、理解者を増やしていくために、そして障がいを持たれた方々が安心をして暮らせる共生社会を実現するために行われています。



この出前講座は、平成30年度は49回行われていて、学校の児童や生徒、保護者や教職員、民間企業の社員研修としても行われています。

疑似体験学習を少し紹介しますと、私たち受講者に4つの絵を描くことが求められました。2つはリンゴとボール、後の2つは「ちょっと」と「ちゃんと」でした。リンゴやボールは、それなりに書けますが「ちょっと」や「ちゃんと」は、絵にすることは難しく、しかも求められた短時間で表現することはとても難しいことでした。この模擬体験は絵では描きづらい「ちょっと」や「ちゃんと」などの言葉は知的障がい、発達障がいの人は分かり辛いという事を学ぶための模擬体験でした。

知的障がいや発達障がいが有る方々は例えば「ちょっとお待ちください」、「しばらくお待ちください」といった言葉は時間の感覚が分かり辛く、具体的に何時まで待つのかを具体的に示してやると安心するという事を学びました。

「ちゃんと」も理解が難しい。「ちゃんと靴を揃えてね」と言うだけでなく「ちゃんと」揃えるお手本を示してあげることが理解に繋がることを知りました。

この様に表現し辛い言葉は多く存在します。

時間や量といった解り難い事に出会ったときにウーと言う声が出て、だんだん大きくなったり、体が揺れて、その揺れがだんだん大きくなったりする人がいます。こういう人を見かけたら、何か困っているのではないかと考え、声を掛けてあげる等、心配りをする事を学びました。

他にも話しかけは否定語ではなく肯定語で話しかけてあげる。例えば「廊下は走ったらダメ」ではなく「歩きましょう」と言えば理解が出来ます。

食事、トイレ、着替えなど様々な行動に時間がかかる人がいます。

その人のスピードに合わせてじっと優しく見守り、「慌てずゆっくりね」などと声掛けが出来る社会が求められています。

会話をする時のもどかしさを感じる人がいます。オウム返ししかできない人。笑う事しかできない人、困れば困るほどニコニコする人がいます。ぶつぶつ言いながら歩いている人がいます。

私たちはおよそ 90 分間、疑似体験を通しての講習を受け、感じたことは、自分たちの考え方や行動はもち論として、一人でも多くの県民の皆さんが障がいを持たれた人々の特性を理解し、温かく見守ってあげることが出来るならば知的や発達障がいの人々への誤解や人権侵害といった問題は改善できるのではないかということでした。

そこで知事、教育長に質問致します。

まず、知的障がい・発達障がい児者に対する配慮について、疑似体験を通しての講習は共生社会を目指すうえで有効であると思います。県として積極的に取り組んでは如何かと思いますが知事、教育長の考えをお聞かせください。

次に、発達障がいの子どもたちに対して、上手く学べるようにしようというのが特別支援教育の基本的な理念だと言われています。2016年4月に障害者差別解消法が施行され

「合理的配慮」が求められています。児童生徒の中には文章が理解できなかったり、文字が二重文字や、下がり文字や、漢字が潰れて見えたり、メモを書きとるのに時

間がかかったり、様々な音が聞こえすぎて外音遮断性のヘッドホンやイヤホンをして自分の苦手な音が聞こえないようにしていたり、部屋の中でも光がまぶしくてサングラスが手放せない人がいます。

この様な児童生徒に対して学びやすい環境づくりについて現状を説明頂き、



問題点、これからの課題があればご指摘いただきたいと思います。教育長の考えをお聞かせください。

【知事の答弁】

知的障がいや発達障がいのある人とコミュニケーションを取る際には、それらの障がいの特性を理解した上で、適切な配慮をすることが求められる。

福岡県手をつなぐ育成会で実施されている疑似体験は、当事者の立場から、求められる具体的な配慮について、受講者に体験してもらうもので、県はこの活動に対し助成している。

県が設置する4か所の発達障がい者支援センターでは、県民の皆様に、発達障がいの基礎知識を学んでいただくための講演会を開催しているほか、保育士、幼稚園教諭、保健師等を対象として、発達障がいの専門知識や支援方法を学ぶための研修会などを実施している。

さらに、本年度新たに、企業等を対象として、障がいのある人と行動をともにしながら、障がいに対する理解を深めていただくための体験交流事業を行うこととしている。

今後とも、関係団体と協議しながら、これらの取り組みを通じて、様々な障がいに対する県民の理解が深まるよう努めていく。

【教育長の答弁】

障がいのある児童生徒の感じ方や困難さを周囲が理解することは、本人の学校生活の充実や共に支え合う意識の醸成につながる重要なものと考えている。

このため、特別支援学級や通級指導の担当教員等の研修会において、疑似体験やケース・スタディを取り入れ、引き続きこの充実を図っていく。

あわせて、授業の中で、障がいのある児童生徒に対する理解や共感がより深まるような指導を、発達段階に応じて行うよう促していく。

県教育委員会では、合理的配慮提供の手引を全ての小・中学校に配布するとともに、研修会において、学校全体での組織的な取り組みの推進について指導している。

これを受けて、各学校では、児童生徒の実態把握と、一人一人の困難さに応じた合理的配慮を提供し、学びやすい環境づくりに努めている。

しかしながら、学校によっては、個別の教育支援計画の活用が十分でなく、必要な支援が継続的に提供されていない状況も見られる。このため、各学校の具体的な取り組み状況を把握し、問題がある場合は、個別に指導を徹底していく。